

そのとき、ベストな未来へ。

**ACCESS Group**

## 第37期定時株主総会

# 招集ご通知

### ■開催日時

2026年6月26日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時30分）

### ■開催場所

東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号

渋谷クロスタワー24F

アクセス渋谷フォーラム

### ■議案

#### <会社提案>

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定の件

第3号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

#### <株主提案>

第4号議案 定款一部変更の件（中期経営計画及び資本配分方針の策定・公表に関する条文を新設）

第5号議案 定款一部変更の件（取締役の員数の上限を拡充）

第6号議案 取締役2名選任の件

## 目次

第37期定時株主総会招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会ご出席の株主様へのお土産・お飲み物のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社アクセスグループ・ホールディングス

証券コード：7042

証券コード：7042  
2026年6月11日  
(電子提供措置開始日 2026年6月5日)

株主各位

東京都港区南青山一丁目1番1号  
株式会社アクセスグループ・ホールディングス  
代表取締役社長 木村 勇也

## 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.access-t.co.jp/>

上記当社ウェブサイトへアクセスのうえ、「IR情報」、「株式情報」、「株主総会」  
の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7042/teiji/>



東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスし、当社名又は証券コード(7042)を入力・検  
索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することが  
できますので、お手数ながら、3頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、「株主  
総会参考書類」をご検討いただき、2026年6月25日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使  
くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号 渋谷クロスタワー24F  
アクセス渋谷フォーラム
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第37期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第37期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- <会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>
- 第1号議案** 取締役9名選任の件
- 第2号議案** 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定の件
- 第3号議案** 当社株式等の大規模買付等に関する対応策(買収への対応方針)の導入の件
- <株主提案(第4号議案から第6号議案まで)>
- 第4号議案** 定款一部変更の件(中期経営計画及び資本配分方針の策定・公表に関する条文を新設)
- 第5号議案** 定款一部変更の件(取締役の員数の上限を拡充)
- 第6号議案** 取締役2名選任の件

株主提案(第4号議案から第6号議案)に係る議案の要領は、「株主総会参考書類」に記載の通りであります。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、第1号議案から第3号議案については賛成、第4号議案から第6号議案については反対の意思表示をされたものとして、取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要  
連結株主資本等変動計算書  
連結計算書類の連結注記表  
株主資本等変動計算書  
計算書類の個別注記表



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時30分）



### インターネット等で議決権を行使される場合

5ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案～第6号議案は一部の株主様からのご提案です。  
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

### 会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合

| 会社提案議案   | 第1号 | 第2号 | 第3号 |
|----------|-----|-----|-----|
| 原案に対する賛否 | 賛   | 賛   | 賛   |
|          | 否   | 否   | 否   |

但し  
を除く

| 株主提案議案   | 第4号 | 第5号 | 第6号 |
|----------|-----|-----|-----|
| 原案に対する賛否 | 賛   | 賛   | 賛   |
|          | 否   | 否   | 否   |

但し  
を除く

・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案議案については賛、株主提案議案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

・当社定款第17条において、取締役の員数について、「当社の取締役は、10名以内とする。」と定められております。他方、会社提案（第1号議案）では取締役9名の選任を、株主提案（第6号議案）では取締役2名の選任を、それぞれ提案しております。株主提案（第5号議案）において当社取締役員数を15名以内とする定款変更を提案しておりますが、第5号議案が否決され、かつ、各議案の候補者（合計11名）が選任されると、当社の定款に定める取締役の員数の上限を超えてしまうこととなります。そのため、原則として、出席株主の議決権の過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任させていただきますが、採決の結果、出席株主の議決権の過半数のご賛同を得た候補者が定款に定める取締役員数の上限を超えた場合には、賛成の議決権の個数の多い取締役候補者から順に上限員数まで選出するものとしていたします。

なお、全議案を通じまして、株主のみなさまによる賛成の議決権行使の上限を設定することはいたしません。

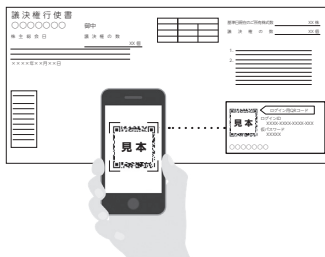
・代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

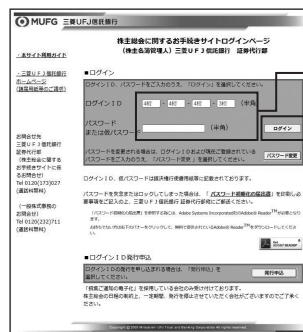
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分まで取扱いを休止します。

※議決権行使サイトのアクセスに関して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担になりますので、ご了承ください。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における我が国経済は、高い賃上げ率を維持しつつも世界的なインフレ圧力、金融政策の正常化に伴う金利上昇圧力の影響が継続しており、中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰、米国第一主義の先鋭化といった地政学リスクの高まりといった懸念要因が継続している状況です。このような外部環境は、国内経済の先行き不透明感を拭いきれず、物価高による家計や企業の負担を増大させ、GDP予測を下方修正するなど国内景気の回復を下押しする要因となっています。

このような国内経済の状況のもと雇用情勢については、一部の大手企業における採用が優秀な人材の確保へシフトするとの報道が散見されるものの、全国有効求人倍率は1.18倍（令和8年3月 厚生労働省「一般職業紹介状況」）と高い水準を維持しており、国内全体では依然として人材不足が顕在化している状況です。

このような環境のもと、人財ソリューション事業では、対面型合同説明会の販売を継続するとともに、官公庁・民間企業・大学機関のイベント運営、採用業務代行等の受託を引き続き強化しました。また、資本業務提携先である株式会社プロネクサスとの共同提案による採用広報ツールなどのクリエイティブ制作の提案も加速させたほか、体育会学生を対象としたマッチングサービスを本格的にスタートし、外国人留学生を含む人材紹介サービスも強化しました。

教育機関支援事業は、入試広報部門のWebプロモーション支援やイベント運営の受託のほか、外国人留学生募集関連のクリエイティブ制作などの個別案件の受託を強化しました。さらに、入試広報部門以外への業務代行サービスの提案を推進し、寄付募金プロモーション支援や同窓会運営支援、学生支援等、教育機関全体における広報・支援へとサービス領域を拡大しました。

プロモーション支援事業では自社の業務推進センターを活用した各種事務局の代行業務および発送代行業務、イベント運営サポート等の業務代行分野の受託に注力しました。また、業務推進センターの人員を増員し、セキュリティ向上を目的とした設備工事を実施するなど、受託体制を一層強化いたしました。

その結果、当連結会計年度における売上高は3,954百万円（前連結会計年度比10.0%増）、営業利益は231百万円（前連結会計年度比0.3%増）、経常利益は221百万円（前連結会計年度比2.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は162百万円（前連結会計年度比13.9%減）となりました。

## (2) セグメント別の状況

### <人財ソリューション事業>

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）の人財ソリューション事業においては、採用業務やイベント運営等の代行業務およびクリエイティブ制作業務が伸長し、業績に寄与しました。一方、人財採用と育成に係る人的投資や会場費等の固定費の増加により販管費は前年同時期比で増加しました。

その結果、売上高は1,516百万円（前連結会計年度比6.4%増）、セグメント利益は128百万円（前連結会計年度比44.3%減）となりました。

### <教育機関支援事業>

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）の教育機関支援事業は、外国人留学生募集関連の企画及びクリエイティブ案件が伸長しました。また、寄付・募金プロモーション案件が順調に推移しました。なお、人財採用・育成に係る投資や事業運営に関する販管費が増加しました。

その結果、売上高は1,120百万円（前連結会計年度比6.5%増）、セグメント利益は8百万円（前連結会計年度比57.7%減）となりました。

### <プロモーション支援事業>

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）のプロモーション支援事業においては、自社業務推進センターを活用した事務局代行業務および発送代行業務、イベント運営業務など、業務代行分野が順調に推移しました。特に発送代行分野では自治体関連業務の受注が拡大し、想定を上回って推移しました。

その結果、売上高は1,317百万円（前連結会計年度比17.9%増）、セグメント利益は108百万円（前連結会計年度はセグメント損失5百万円）となりました。

### (3) 資金調達の状況

当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより2025年4月1日の発行済株式数は3,213,200株となっております。

当社は、2025年5月1日に執行役員等に対する譲渡制限付株式報酬として新株発行10,200株を行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,060千円増加しております。また、2025年8月8日に取締役等に対する譲渡制限付株式報酬として新株発行24,600株を行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,986千円増加しております。

そして資本業務提携先である株式会社プロネクサスに対し、2026年2月27日に第三者割当による新株発行210,000株を行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ78,540千円増加しております。

この結果、当連結会計年度末においては、資本金220,379千円、資本剰余金822,507千円となっております。

### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社の設備投資総額は61,148千円であり、主に渋谷オフィスの設備の一部構築7,550千円、人財ソリューション事業のアスリート紹介事業関連のシステム構築8,000千円、教育機関支援事業の当社webサイト「アクセス日本留学」の改修3,325千円、アクセス日本留学アプリの開発及び改修21,815千円、プロモーション支援事業の業務推進センターの設備の一部構築2,887千円、インクジェット機の入替13,800千円によるものであります。

### (5) 対処すべき課題

当社グループはパーパス「人と社会をつなぎ、豊かな未来を創る。」のもと、グループ経営理念「人と社会をベストな未来に導くために、心の通うメディアとコミュニケーションの場を創造します」を根幹に据えています。これらを具現化するビジョン“Diversity Link 2032（挑戦で未来を拓き、共に成長する社会を実現する。）”の達成に向け、以下6つの重点課題を推進します。

- ① 「顧客生涯価値」重視によるストック収益型のビジネスの拡大
- ② 新たに注力するビジネス領域・サービスの拡大と資本アライアンスの推進
- ③ 提案力の向上、業務の効率化、セキュリティ強化に寄与するシステムの開発と導入
- ④ 大学、スポーツ団体、公的機関等の協力連携先の拡大と関係強化
- ⑤ サステナビリティ経営の推進による企業レジリエンスの強化
- ⑥ 広報・IR活動の強化による企業認知度の向上と適切な対話機会の提供

## (6) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                   | 期別 | 第34期<br>2023年<br>3月期 | 第35期<br>2024年<br>3月期 | 第36期<br>2025年<br>3月期 | 第37期<br>2026年<br>3月期 |
|----------------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売上高 (千円)             |    | 1,906,544            | 3,452,186            | 3,594,937            | 3,954,289            |
| 経常利益 (千円)            |    | 45,456               | 73,576               | 216,028              | 221,175              |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) |    | 43,839               | 127,119              | 188,644              | 162,459              |
| 1株当たり当期純利益 (円)       |    | 18.07                | 47.42                | 65.04                | 50.07                |
| 総資産 (千円)             |    | 2,209,575            | 2,378,000            | 2,328,183            | 2,573,102            |
| 純資産 (千円)             |    | 497,888              | 853,697              | 1,184,279            | 1,475,260            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第34期につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年10月1日から2023年3月31日までの6ヵ月間となっております。
3. 当社は、2025年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分                                 | 期別 | 第34期<br>2023年<br>3月期 | 第35期<br>2024年<br>3月期 | 第36期<br>2025年<br>3月期 | 第37期<br>2026年<br>3月期 |
|------------------------------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 営 業 収 益 (千円)                       |    | 288,015              | 574,292              | 583,535              | 733,514              |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                |    | 7,121                | 128,316              | △25,834              | 76,893               |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)              |    | 20,111               | 127,446              | △26,868              | 75,695               |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失 (△) (円) |    | 8.29                 | 47.54                | △9.26                | 23.33                |
| 総 資 産 (千円)                         |    | 1,739,307            | 1,835,613            | 1,656,500            | 1,647,045            |
| 純 資 産 (千円)                         |    | 435,955              | 792,006              | 907,289              | 1,112,154            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第34期につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年10月1日から2023年3月31日までの6ヵ月間となっております。
3. 当社は、2025年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金       | 出資比率 | 主要な事業内容                  |
|-----------------|-----------|------|--------------------------|
| 株式会社アクセスネクステージ  | 100,000千円 | 100% | 人財ソリューション事業・<br>教育機関支援事業 |
| 株式会社アクセスプロGRESS | 80,000千円  | 100% | プロモーション支援事業              |

(8) 主な事業内容 (2026年3月31日現在)

- 人財ソリューション事業・・・ 就職情報サイト「アクセス就活」及び合同企業説明会の企画・運営、人材採用分野におけるコンサルティング及び採用活動に関する業務代行サービス事業、人材紹介事業、雇用関連受託事業
- 教育機関支援事業・・・・・・・・ 進学情報サイト「アクセス進学」「アクセス日本留学」及び進学広報企画、外国人留学生向け進学説明会の運営、寄付促進等の支援事業、学校向けシステム開発と販売、塾・予備校・民間教育関連企業のプロモーション・運営支援事業
- プロモーション支援事業・・・ キャンペーン等の事務局運営代行業務、Webプロモーション、DM・ポスティング等プロモーション全般の企画と実施、制作物の企画・製作・印刷・発送代行、コールセンター、データ管理業務事業

(9) 主な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社

株式会社アクセスネクステージ

本社：東京都渋谷区

支社：関西支社（大阪市）

支社：名古屋支社（名古屋市）

支社：福岡支社（福岡市）

オフィス：札幌オフィス（札幌市）

株式会社アクセスプログレス

本社：東京都渋谷区

支社：関西支社（大阪市）

支社：名古屋支社（名古屋市）

拠点：業務推進センター（東京都世田谷区）

拠点：関西キャンペーン事務局（大阪府吹田市）

(10) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 130名 | 13名         |

(11) 主な借入先の状況

| 借入先         | 借入額（千円） |
|-------------|---------|
| 株式会社りそな銀行   | 122,000 |
| 株式会社三井住友銀行  | 100,000 |
| 株式会社東日本銀行   | 62,488  |
| 株式会社みずほ銀行   | 50,000  |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 50,000  |

（注）上記の借入額は社債を含んでおります。

## 2. 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(注)2025年4月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行株式総数は3,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式総数 3,458,000株(自己株式12,990株を含む)

(注)2025年4月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、2025年4月1日の発行済株式総数は1,606,600株増加しております。また、執行役員等に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行により2025年5月1日に10,200株、取締役等（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行により2025年8月8日に24,600株増加しております。また、2026年2月27日に株式会社プロネクサスに対し第三者割当による新株式発行210,000株を行っております。

(3) 自己株式数 12,990株

(注)2025年4月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、自己株式数は6,495株増加しております。

(4) 株主数 1,477名

(5) 大株主（上位10名）

| 株主名                       | 持株数（株）  | 持株比率（%） |
|---------------------------|---------|---------|
| 株式会社プロネクサス                | 566,500 | 16.44   |
| 株式会社アクセスグループ・プランニング       | 409,000 | 11.87   |
| 木村 勇也                     | 359,200 | 10.43   |
| 株式会社RR・DD                 | 323,000 | 9.38    |
| 木村 春樹                     | 288,300 | 8.37    |
| アクセスグループ社員持株会             | 150,200 | 4.36    |
| 木村 純子                     | 79,800  | 2.32    |
| 株式会社Panopticon Investment | 37,400  | 1.09    |
| 楠木 哲也                     | 28,800  | 0.84    |
| 株式会社一や                    | 27,000  | 0.78    |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、下記の通り株式を交付しました。

|               | 株式数     | 交付対象者 |
|---------------|---------|-------|
| 取締役 ※社外取締役を除く | 15,200株 | 7名    |
| 監査役 ※社外監査役を除く | 600株    | 1名    |
| 執行役員※社外取締役を除く | 1,200株  | 2名    |

(注) 上記の他、子会社の取締役に対して譲渡制限付株式8,800株、子会社の執行役員に対して譲渡制限付株式9,000株を付与しております。

- (7) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長    | 木村春樹    | —                                                                           |
| 代表取締役社長  | 木村勇也    | 株式会社アクセスプログレス取締役（非常勤）                                                       |
| 取締役副社長   | 増田智夫    | 株式会社アクセスネクステージ代表取締役社長                                                       |
| 専務取締役    | 土田俊行    | 事業統括部長<br>株式会社アクセスネクステージ取締役（非常勤）<br>株式会社アクセスプログレス取締役（非常勤）                   |
| 専務取締役    | 保谷尚寛    | 財務企画部長                                                                      |
| 常務取締役    | 古川伊織    | 株式会社アクセスネクステージ常務取締役                                                         |
| 取締役      | 浜野竹志    | 管理部長                                                                        |
| 取締役      | 伊藤俊哉    | 株式会社KIC 取締役                                                                 |
| 取締役      | マッカイ 里菜 | 千鳥ヶ淵総合事務所 司法書士                                                              |
| 常勤監査役    | 中野博昭    | 株式会社アクセスネクステージ監査役<br>株式会社アクセスプログレス監査役                                       |
| 監査役      | 松坂祐輔    | 東京平河法律事務所パートナー<br>株式会社フォーバル社外取締役（監査等委員）                                     |
| 監査役      | 中川治     | 東光有限責任監査法人代表社員<br>メディカル・データ・ビジョン株式会社監査役<br>税理士法人NYAccounting Partners統括代表社員 |

- (注) 1. 取締役伊藤俊哉及びマッカイ里菜両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松坂祐輔及び中川治両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役伊藤俊哉氏、同 マッカイ里菜氏、監査役松坂祐輔氏、同 中川治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役松坂祐輔氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役中川治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 2026年4月1日付で専務取締役土田俊行氏は、株式会社アクセスプログレス専務取締役に就任しております。
7. 2025年6月25日付で取締役鈴木置修一郎氏は、任期満了に伴い取締役に退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である取締役等が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を損害保険会社が補填することとしており、契約期間の満了時に同内容での更新を予定しております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は賠償されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、保険料は特約部分も含めて会社が全額負担しており、全ての被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は、2022年9月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しており、その内容は次の通りです。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方法に沿うものであると判断しております。

#### 1) 基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社

水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

## 2) 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的とする。

また、株式報酬の支払時期、付与する株式数等は、譲渡制限付株式報酬規程で定めるものとし、最終的な各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することとし、対象監査役については、監査役の協議により決定するものとする。

なお、発行できる普通株式の総数は、対象取締役については、年24,000株以内、対象監査役については、年4,000株以内となっている。

## 3) 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、基本報酬と非金銭報酬等の支給割合の決定方針について、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となることを方針とする。

## 4) 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長木村勇也氏がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとする。

この権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているため。

## 5) 社外役員の報酬等に関する方針

社外取締役、社外監査役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとする。取締役の固定報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けることとする。監査役の報酬は、監査役での協議により決定することとする。

② 当事業年度に係る報酬等

| 区 分                | 報酬等の種類別の総額（千円）    |                   |             |                  |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------------|-------|-----------------------|
|                    | 報酬等の<br>総額        | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬等<br>(株式報酬) | 退職慰労金 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 96,868<br>(3,300) | 88,972<br>(3,300) | —           | 7,895<br>(—)     | —     | 10<br>(3)             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 14,833<br>(4,800) | 14,511<br>(4,800) | —           | 322<br>(—)       | —     | 3<br>(2)              |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年10月18日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名です。また、当該取締役報酬額とは別枠で、2020年12月24日開催の第31期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等の額を年額11,000千円以内、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を、年12,000株（2025年4月1日付け株式分割後は年24,000株）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2013年10月18日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は1名です。また、当該監査役報酬額とは別枠で、2020年12月24日開催の第31期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等の額を年額2,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。
3. 報酬等の総額及び基本報酬、対象となる役員の員数には、2025年6月25日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
5. 上表の取締役の内2名は基本報酬が無報酬となっております。

(5) 社外役員に関する事項

① 事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 活動状況及び社外取締役期待される役割の概要                                                                                                                                                                                  |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 伊藤 俊哉   | 2025年6月25日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席しました。主に、公認会計士として培われた専門的な知識、豊富な経験や経営に関する高い見識を有し、特に企業成長の分野において専門的な観点から当社業務執行に関する監督、助言を行っております。また、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを客観的・中立的な立場で、当社の監査、監督に反映しております。 |
| 社外取締役 | マツカイ 里菜 | 2025年6月25日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席しました。主に、司法書士として会社法等について豊富な知見を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に関する監督、助言を行っております。また、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを客観的・中立的な立場で、当社の監査、監督に反映しております。                        |
| 社外監査役 | 松坂 祐輔   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに、また監査役会15回のうち15回すべてに出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、当社のガバナンス・コンプライアンス体制等について、必要な助言、提言を行っております。                         |
| 社外監査役 | 中川 治    | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに、監査役会15回のうち15回すべてに出席しました。主に公認会計士の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、当社の会計システム・内部統制システム、内部監査について、必要な助言、提言を行っております。                         |

注:上記の定時取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

② 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

伊藤俊哉氏は、株式会社KICの取締役を兼務しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

マッカイ里菜氏は、千鳥ヶ淵総合事務所の司法書士を兼務しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

松坂祐輔氏は、東京平河法律事務所のパートナー及び株式会社フォーバルの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

中川治氏は、東光有限責任監査法人代表社員、メディカル・データ・ビジョン株式会社監査役、税理士法人NYAccounting Partners統括代表社員を兼務しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

① 名称 アルファ監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 23,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「会社の支配に関する基本方針」につきまして、特に定めておりません。

(注) 当社は2026年5月15日開催の当社取締役会において、「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）」の導入について決議し、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から当社定時株主総会において議案（普通決議）として上程させていただきます。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つであると認識しており、長期的な観点から、将来の事業展開、財務体質の強化などバランスを勘案しながら実施していく所存です。剰余金の配当はできる限り、安定的な配当性向を確立できるようにしたいと考えております。

当期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績、当事業年度以降の事業活動の進捗等を総合的に勘案した結果、1株当たり17円とする議案を2026年5月15日開催の取締役会にて決議しました。

なお、当社は、株主への利益還元機会の充実を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を、2024年3月期定時株主総会にて決議しております。また、2026年5月15日開催の当社取締役会にて、2027年3月31日を基準日とする剰余金の配当について、長期的な観点から、将来の事業展開、財務体質の強化などバランスを勘案しながら、配当性向40%前後を目安とした漸進的かつ安定的な配当を実施する方針に変更決議しております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|------------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                  | <b>(負 債 の 部)</b> |                  |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>2,276,866</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>871,628</b>   |
| 現金及び預金           | 1,427,848        | 買掛金              | 303,824          |
| 受取手形、売掛金及び契約資産   | 718,696          | 短期借入金            | 300,000          |
| 電子記録債権           | 5,747            | 1年内償還予定の社債       | 72,000           |
| 仕掛品              | 28,717           | 1年内返済予定の長期借入金    | 12,488           |
| 貯蔵品              | 7,597            | 未払法人税等           | 55,150           |
| 前払費用             | 50,297           | 前受金              | 15,395           |
| その他              | 38,494           | 未払消費税等           | 30,466           |
| 貸倒引当金            | △532             | 未払金              | 63,012           |
|                  |                  | その他              | 19,291           |
| <b>固 定 資 産</b>   | <b>295,636</b>   | <b>固 定 負 債</b>   | <b>226,212</b>   |
| 有形固定資産           | 34,134           | 長期未払金            | 133,000          |
| 無形固定資産           | 57,265           | 退職給付に係る負債        | 93,212           |
| 投資その他の資産         | 204,236          | <b>負 債 合 計</b>   | <b>1,097,841</b> |
| 差入保証金            | 173,608          | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| 繰延税金資産           | 30,491           | <b>株 主 資 本</b>   | <b>1,475,260</b> |
| その他              | 8,976            | 資本金              | 220,379          |
| 貸倒引当金            | △8,839           | 資本剰余金            | 822,507          |
|                  |                  | 利益剰余金            | 438,801          |
| <b>繰 延 資 産</b>   | <b>598</b>       | 自己株式             | △6,427           |
| 社債発行費            | 598              | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>1,475,260</b> |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>2,573,102</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>2,573,102</b> |

# 連結損益計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 3,954,289 |
| 売上原価            |        | 2,119,681 |
| 売上総利益           |        | 1,834,608 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 1,603,196 |
| 営業利益            |        | 231,411   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息            | 1,111  |           |
| 受取配当金           | 20     |           |
| 有価証券売却益         | 728    |           |
| その他             | 596    | 2,456     |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 7,732  |           |
| 株式交付費           | 3,553  |           |
| その他             | 1,406  | 12,693    |
| 経常利益            |        | 221,175   |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 221,175   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 51,994 |           |
| 法人税等調整額         | 6,722  | 58,716    |
| 当期純利益           |        | 162,459   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 162,459   |

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|---------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b> |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>   | <b>1,183,079</b> | <b>流動負債</b>      | <b>415,330</b>   |
| 現金及び預金        | 1,077,215        | 短期借入金            | 300,000          |
| 売掛金及び契約資産     | 57,955           | 1年内償還予定の社債       | 72,000           |
| 貯蔵品           | 102              | 1年内返済予定の長期借入金    | 12,488           |
| 前払費用          | 41,772           | 未払金              | 15,281           |
| 未収入金          | 5,893            | 未払費用             | 1,929            |
| その他           | 139              | 未払法人税等           | 4,357            |
|               |                  | 未払消費税等           | 6,864            |
| <b>固定資産</b>   | <b>463,367</b>   | 預り金              | 2,368            |
| 有形固定資産        | 16,593           | その他              | 42               |
| 無形固定資産        | 446              | <b>固定負債</b>      | <b>119,561</b>   |
| 投資その他の資産      | 446,327          | 長期未払金            | 112,700          |
| 関係会社株式        | 229,396          | 退職給付引当金          | 6,861            |
| 関係会社長期貸付金     | 60,000           | <b>負債合計</b>      | <b>534,891</b>   |
| 長期前払費用        | 88               | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| 差入保証金         | 156,842          | <b>株主資本</b>      | <b>1,112,154</b> |
|               |                  | 資本金              | 220,379          |
| <b>繰延資産</b>   | <b>598</b>       | 資本剰余金            | 822,507          |
| 社債発行費         | 598              | 資本準備金            | 320,379          |
|               |                  | その他資本剰余金         | 502,127          |
|               |                  | 利益剰余金            | 75,695           |
|               |                  | 利益準備金            | 200              |
|               |                  | その他利益剰余金         | 75,495           |
|               |                  | 繰越利益剰余金          | 75,495           |
|               |                  | 自己株式             | △6,427           |
|               |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>1,112,154</b> |
| <b>資産合計</b>   | <b>1,647,045</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,647,045</b> |

# 損益計算書

(自 2025年 4月 1日)  
(至 2026年 3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金     | 額       |
|--------------|-------|---------|
| 営業収益         |       | 733,514 |
| 営業費用         |       | 647,366 |
| 営業利益         |       | 86,148  |
| 営業外収益        |       |         |
| 受取利息         | 3,093 |         |
| その他          | 27    | 3,120   |
| 営業外費用        |       |         |
| 支払利息         | 7,974 |         |
| 株式交付費        | 3,553 |         |
| その他          | 847   | 12,375  |
| 経常利益         |       | 76,893  |
| 税引前当期純利益     |       | 76,893  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,198 | 1,198   |
| 当期純利益        |       | 75,695  |

**独立監査人の監査報告書**

2026年5月22日

株式会社アクセスグループ・ホールディングス  
取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都港区  
指 定 社 員 公認会計士 奥津 泰彦  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 磯 巧  
業 務 執 行 社 員

**監査意見**

監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクセスグループ・ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセスグループ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社アクセスグループ・ホールディングス  
取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都港区  
指 定 社 員 公認会計士 奥津 泰彦  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 磯 巧  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクセスグループ・ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会等に出席のほか、その子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、会社の内部監査部門と連携しつつ、子会社の業務及び財産の状況を調査しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2、監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社アクセスグループ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 中野 博昭 印

監査役 松坂 祐輔 印

監査役 中川 治 印

(注) 監査役松坂祐輔、中川治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

#### 第1号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名      | 現在の地位及び担当       | 属性       |
|-------|---------|-----------------|----------|
| 1     | 木村 春樹   | 取締役会長           | 再任       |
| 2     | 木村 勇也   | 代表取締役社長         | 再任       |
| 3     | 増田 智夫   | 取締役副社長          | 再任       |
| 4     | 土田 俊行   | 専務取締役<br>事業統括部長 | 再任       |
| 5     | 保谷 尚寛   | 専務取締役<br>財務企画部長 | 再任       |
| 6     | 古川 伊織   | 常務取締役           | 再任       |
| 7     | 浜野 竹志   | 取締役<br>管理部長     | 再任       |
| 8     | 伊藤 俊哉   | 社外取締役           | 再任 社外 独立 |
| 9     | マツカイ 里菜 | 社外取締役           | 再任 社外 独立 |

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

再任

きむら はるき  
**木村 春樹** (1949年6月6日生)

所有する当社の株式数 …… 288,300株

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                                         |          |                 |
|----------|-----------------------------------------|----------|-----------------|
| 1972年4月  | 株式会社大学インフォメーションサービス入社                   | 2009年6月  | 当社 代表取締役社長 兼 会長 |
| 1982年10月 | 株式会社アクセス通信(現株式会社アクセスプログレス)設立<br>代表取締役社長 | 2015年12月 | 当社 代表取締役会長      |
|          |                                         | 2020年4月  | 当社 取締役会長(現任)    |

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 取締役候補者とした理由

当社の創業以来、2020年まで代表取締役として当社の成長を牽引してきました。企業経営を通じて培った豊富な経験・知識・見識を有し、業界の動向にも精通していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

再任

きむら ゆうや  
**木村 勇也** (1979年8月21日生)

所有する当社の株式数 …… 359,200株

#### 略歴、当社における地位及び担当

|         |                                    |          |                               |
|---------|------------------------------------|----------|-------------------------------|
| 2004年4月 | 株式会社アクセスコーポレーション(現株式会社アクセスプログレス)入社 | 2009年6月  | 当社 取締役                        |
|         |                                    | 2014年10月 | 当社 代表取締役専務                    |
|         |                                    | 2015年12月 | 当社 代表取締役社長(現任)                |
|         |                                    | 2024年1月  | 株式会社アクセスプログレス<br>代表取締役社長      |
|         |                                    | 2026年4月  | 株式会社アクセスプログレス<br>取締役(非常勤)(現任) |

#### 重要な兼職の状況

株式会社アクセスプログレス取締役

#### 取締役候補者とした理由

2015年代表取締役社長就任後、東証スタンダード市場上場を経て、当社グループを強いリーダーシップをもって指揮し、経営及び事業の中心的役割を担ってまいりました。また、当社グループの重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことができると適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

再任

ます だ のり お  
**増田 智夫** (1982年9月24日生)

所有する当社の株式数 …… 11,800株

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                                    |          |                            |
|----------|------------------------------------|----------|----------------------------|
| 2005年4月  | 株式会社アクセスコーポレーション（現株式会社アクセスプログレス）入社 | 2019年12月 | 同社 代表取締役社長                 |
| 2010年10月 | 株式会社アクセスリード（現株式会社アクセスネクステージ）転籍     | 2020年4月  | 株式会社アクセスネクステージ 代表取締役副社長    |
| 2015年10月 | 同社 取締役                             | 2020年7月  | 株式会社アクセスネクステージ 代表取締役社長（現任） |
|          |                                    | 2021年12月 | 当社 取締役副社長（現任）              |

#### 重要な兼職の状況

株式会社アクセスネクステージ 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

2005年入社以来、営業部門における業務経験を有しており、また、2015年からは、当社グループ企業の取締役、2019年からは代表取締役を務め、取締役として営業部門全般における業務執行の監督等及び経営の重要事項の決定に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

再任

つち だ とし ゆき

土田 俊行 (1967年9月19日生)

所有する当社の株式数 …… 15,000株

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                                      |          |                                           |
|----------|--------------------------------------|----------|-------------------------------------------|
| 1989年4月  | 株式会社アクセス通信（現株式会社アクセスプログレス）入社         | 2017年5月  | 株式会社アクセスヒューマネクスト（現株式会社アクセスネクステージ）取締役（非常勤） |
| 2009年6月  | 同社 取締役                               | 2020年8月  | 当社 専務取締役 事業統括室（現事業統括部）長（現任）               |
| 2010年4月  | 当社 取締役                               | 2024年1月  | 株式会社アクセスプログレス 取締役                         |
| 2014年10月 | 当社 常務取締役                             | 2025年11月 | 株式会社アクセスネクステージ 取締役（非常勤）（現任）               |
| 2014年10月 | 株式会社アクセスリード（現株式会社アクセスネクステージ）取締役（非常勤） | 2026年4月  | 株式会社アクセスプログレス 専務取締役（現任）                   |
| 2015年4月  | 当社常務取締役 グループ戦略室（現事業統括部）長             |          |                                           |
| 2016年7月  | 株式会社アクセスプログレス 取締役（非常勤）               |          |                                           |

#### 重要な兼職の状況

株式会社アクセスネクステージ取締役（非常勤）  
株式会社アクセスプログレス専務取締役

#### 取締役候補者とした理由

営業部門に係る豊富な経験・実績・見識を有し、事業統括部長として当社グループ全体の事業戦略を担い当社の持続的な発展に尽力しており、また、2009年取締役就任以降、長年にわたって当社や当社グループ企業の経営に携わってまいりました。当社の重要事項の決定及び経営執行に十分な役割が果たしているため、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

5

再任

ほ や な お ひ ろ  
**保谷 尚寛** (1973年9月21日生)

所有する当社の株式数 …… 12,000株

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                                 |          |                                           |
|----------|---------------------------------|----------|-------------------------------------------|
| 1997年4月  | 株式会社アクセス通信（現株式会社アクセスプログレス）入社    | 2014年10月 | 株式会社アクセスヒューマネクスト（現株式会社アクセスネクステージ）取締役（非常勤） |
| 2009年6月  | 当社転籍                            | 2014年10月 | 株式会社アクセスリード 取締役（非常勤）                      |
| 2009年10月 | 株式会社アクセスプログレス 監査役               | 2017年10月 | 当社取締役 管理本部長 兼 財務経理部（現財務企画部）長              |
| 2010年10月 | 株式会社アクセスリード（現株式会社アクセスネクステージ）監査役 | 2020年4月  | 当社常務取締役 管理本部長 兼 財務経理部長                    |
| 2011年10月 | 同社 取締役（非常勤）                     | 2021年10月 | 当社常務取締役 財務企画部長                            |
| 2014年10月 | 当社 取締役 財務経理部（現財務企画部）長           | 2024年10月 | 当社専務取締役 財務企画部長（現任）                        |

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 取締役候補者とした理由

財務経理部長、管理本部長を歴任後、2021年より財務企画部長として財務戦略を担ってまいりました。豊富な経験と見識を活かし、当社グループの重要事項の決定及び経営執行に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

再任

ふるかわ いおり  
**古川 伊織** (1986年7月8日生)

所有する当社の株式数 …………… 11,400株

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                   |         |               |
|----------|-------------------|---------|---------------|
| 2009年4月  | アクセスコーポレーション入社    | 2024年2月 | 同社 常務取締役 (現任) |
| 2009年10月 | (株)アクセスヒューマネクスト転籍 | 2025年6月 | 当社 取締役        |
| 2022年10月 | (株)アクセスネクステージ取締役  | 2026年3月 | 当社 常務取締役 (現任) |

#### 重要な兼職の状況

株式会社アクセスネクステージ 常務取締役

#### 取締役候補者とした理由

当社グループ会社にて、2009年より営業部門に従事しており、採用広報・アウトソーシング事業及び新規事業の管掌を務めております。業界に関する高い見識と豊富な経験を有しており、それらを新規事業の開拓及び経営効率化に活かすため、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

7

再任

はまの たけし  
**浜野 竹志** (1970年7月31日生)

所有する当社の株式数 …………… 7,000株

#### 略歴、当社における地位及び担当

|         |                                              |          |                       |
|---------|----------------------------------------------|----------|-----------------------|
| 2001年4月 | 株式会社アクセス通信 (現株式会社アクセスプログレス) 入社               | 2014年4月  | 当社 システム部長 兼 業務監査室長    |
| 2009年6月 | 当社転籍 システム部 (現管理部) 長                          | 2017年12月 | 当社取締役 システム部長 兼 業務監査室長 |
| 2011年4月 | 株式会社アクセスヒューマネクスト (現株式会社アクセスネクステージ) 監査役 (非常勤) | 2020年4月  | 当社取締役 システム部長          |
|         |                                              | 2021年10月 | 当社取締役 管理部長 (現任)       |

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 取締役候補者とした理由

当社において情報システムの責任者及び情報セキュリティ責任者として企業経営に従事してきました。豊富な経験・知識・見識を有しており、同業務に精通していることから、取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

8

再任

社外

独立

伊藤 俊哉

(1963年1月7日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                              |          |                             |
|----------|------------------------------|----------|-----------------------------|
| 1990年 4月 | 監査法人朝日新和会社社（現：有限責任あずさ監査法人）入所 | 2015年 7月 | 同法人常務理事・企業成長支援本部長           |
| 1993年 3月 | 公認会計士登録                      | 2017年 7月 | 同法人常務執行理事・企業成長支援本部長・業務開発本部長 |
| 2010年 7月 | 有限責任あずさ監査法人 代表社員             | 2022年 7月 | 株式会社KIC 取締役（現任）             |
| 2013年 7月 | 同法人企業成長支援本部長                 | 2025年 6月 | 当社社外取締役（現任）                 |

### 重要な兼職の状況

株式会社KIC 取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として培われた専門的な知識、豊富な経験や経営に関する高い見識を有し、現在では企業経営におけるコンサルティング業務に従事しています。特に企業成長の分野において専門的な観点から、当社業務執行に対する監督、助言をいただくことを期待したため、引き続き当社社外取締役候補者としてしました。

候補者番号

9

再任

社外

独立

マツカイ 里菜

(1975年6月18日生)

所有する当社の株式数 …… 0株

### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                 |          |                 |
|----------|-----------------|----------|-----------------|
| 1998年 4月 | テック航空サービス株式会社入社 | 2006年 6月 | 千鳥ヶ淵総合事務所設立（現任） |
| 2001年12月 | 司法書士 中央合同事務所入社  | 2025年 6月 | 当社社外取締役（現任）     |
| 2006年 1月 | 司法書士登録          |          |                 |

### 重要な兼職の状況

千鳥ヶ淵総合事務所 司法書士

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

司法書士として会社法等について豊富な知見を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き当社社外取締役候補者としてしました。

- 注) 1. 株式会社アクセス通信は、2003年12月に株式会社アクセスコーポレーションに、さらに2010年10月に株式会社アクセスプログレスに商号変更しております。
2. 株式会社アクセスリードは、2020年4月、株式会社アクセスヒューマネクストに吸収合併され、株式会社アクセスネクステージに商号変更しております。
3. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役等が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を損害保険会社が補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 代表取締役社長木村勇也氏は、取締役会長木村春樹氏の長男であります。
6. 取締役会長木村春樹氏及び代表取締役社長木村勇也氏は当社の経営を支配している者であります。
7. 伊藤俊哉氏及びマッカイ里菜氏は、社外取締役候補者であります。
8. 伊藤俊哉氏及びマッカイ里菜氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって1年であります。
9. 伊藤俊哉氏及びマッカイ里菜氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出しており、再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
10. 当社は、伊藤俊哉氏及びマッカイ里菜氏との間に会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
11. 当社は、2025年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。各取締役の所有する当社の株式数の記載は、株式分割後の株式数で記載しております。

## <ご参考> 株主総会後の取締役の主な経験分野・専門性

\* 本招集ご通知記載の会社提案の候補者を原案通りすべてご選任いただいた場合、各取締役の主な経験分野と専門性は次の通りとなります。

| 氏名      | 企業経営 | 事業・<br>営業戦略 | 業界の知見 | 人事・<br>人材育成 | 財務・会計 | 法務・<br>ガバナンス | サステイナ<br>ビリティ |
|---------|------|-------------|-------|-------------|-------|--------------|---------------|
| 木村 春樹   | ●    | ●           | ●     |             |       |              |               |
| 木村 勇也   | ●    | ●           | ●     | ●           |       |              | ●             |
| 増田 智夫   | ●    | ●           | ●     |             |       |              |               |
| 土田 俊行   |      | ●           | ●     | ●           |       |              |               |
| 保谷 尚寛   |      |             |       |             | ●     | ●            | ●             |
| 古川 伊織   |      | ●           | ●     | ●           |       |              |               |
| 浜野 竹志   |      |             |       | ●           |       | ●            | ●             |
| 伊藤 俊哉   | ●    | ●           |       |             | ●     | ●            |               |
| マツカイ 里菜 |      |             |       |             |       | ●            | ●             |

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

## 第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定の件

当社の取締役報酬の額は、2013年10月18日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内とご承認をいただいております。また、2020年12月24日開催の第31期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、年額11,000千円以内とすること及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を、年12,000株（2025年4月1日付け株式分割後は年24,000株）以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

今般、対象取締役に対し、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上に邁進できるようインセンティブを強化するとともに、株主の皆様との価値共有をより一層深化させることを目的として、本制度に係る対象取締役の報酬額及び交付株数について改定することのご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は7名ですが、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案通り承認可決された場合、本総会後の取締役（社外取締役を除く。）は7名となります。

本制度に係る対象取締役の報酬額について、これまで、「既存の金銭報酬枠とは別枠で、年額11,000千円以内」としていたものを、「既存の金銭報酬枠とは別枠で、年額35,000千円以内」に、本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数について、これまで「年12,000株（2025年4月1日付け株式分割後は年24,000株）以内」としていたものを、「年50,000株以内」に改定することにつきご承認をお願いいたします。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

以上のほか、2020年12月24日開催の第31期定時株主総会にてご承認いただきました本制度の内容から変更点はございません。

### 第3号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

当社は、2026年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、下記の通り当社株式等の大規模買付等に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決議を行いました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、後述の通り、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられています。さらに、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において議案（普通決議）としてお諮りさせていただきたいと存じます。

また、本プランは、2026年5月15日付けで効力を生じるものとしませんが、本定時株主総会において上記議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとしします。

なお、本プランの導入を決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付等に関する対応策として相当であると判断される旨の意見が表明されています。

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

### 1. 企業価値向上への取組み

#### 当社の経営理念・沿革・事業内容

アクセスグループの原点は、1982年に東京都千代田区で誕生した広告広報会社「株式会社アクセス通信」にあります。創業以来、人と情報、企業と社会を最適につなぐコミュニケーションを追求してきた同社は、就職広報や学校広報といった事業に参入し、メディアの力で人や社会を「ベストな未来」へ導くという思いを着実に事業へ昇華させてきました。その志を礎とし、1990年に創業者の資産管理会社として設立された有限会社エーシーエスが2009年に株式会社アクセスホールディングスへ、そして2014年に株式会社アクセスグループ・ホールディングスへと姿を変え、グループの舵取り役を担う現在の持株会社体制が確立されました。創業から40年余りの間に、採用支援・教育機関支援・プロモーション支援という三つの専門領域を拡充しながら、2018年の東京証券取引所上場、2024年の福岡証券取引所上場と資本市場との接点も広げ、企業集団としての基盤を強化してきました。

こうした歴史を通じて結晶したのが、「わたしたちは、人や社会をベストな未来に導くために、心の通うメディアとコミュニケーションの場を創造する」という経営理念です。クライアントには専門力と創造力を掛け合わせ、アナログ・デジタル・モノを自在に融合した最適解を提供し、ユーザーには「必要なときに価値ある情報が届く」仕組みを設計する——この二つの使命を両輪に、社員には挑戦心を体現できる働きがいある環境を、株主と社会には倫理観に裏打ちされた持続的成長と責任ある企業行動を約束するという五つのステークホルダーへの基本方針を定めています。さらに、十三項目に及ぶ行動規範によって法令遵守、公正取引、反社会的勢力との遮断、機密情報の厳格管理、人権尊重、信頼性ある財務報告体制の整備などを明文化し、役員・従業員に周知徹底することで、理念を日々の業務に落とし込んでいます。

また、創業50周年を見据えた中期経営ビジョン「Diversity Link 2032」では、グループの存在意義を「人と社会をつなぎ、豊かな未来を創る。」と再定義しました。これは、1980年代から積み上げたメディア運営や広報・採用支援のノウハウを、デジタル化やグローバル化が加速する現代に適合させるだけでなく、多様な人々が自分らしく活躍できる社会を実現するためのパーパスです。業務代行・事務局機能の強化、外国人留学生分野をはじめとする教育機関の幅広いニーズへの対応、さらには資本業務提携による人財ソリューション支援領域の拡充など、事業セグメント間のシナジー最大化に取り組むのも、このパーパスの実現に向けた布石となっています。

「Diversity Link 2032」の詳細は、当社ホームページのIRニュース (<https://www.access-t.co.jp/ir/news.html>) 掲載の「中期経営ビジョン策定に関するお知らせ」を参照ください。

## 2. コーポレート・ガバナンスについて

企業倫理を重視し、かつ経営の健全化を図り、すべてのステークホルダーに対し、企業の社会的責任を果たすべく、「株主のみならず社会のために 倫理観を持って信頼を醸成し、永続的な成長と社会的責任を全うします。」というグループ行動指針を掲げており、法令・企業倫理・社会規範の遵守を経営の根幹と位置付けています。この行動指針の実践を通じて企業価値を高めることこそ企業経営の基本であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を重要課題としています。

なお、当社は、取締役会は社内取締役7名、社外取締役2名で構成され、監査役会は常勤1名・非常勤2名（うち社外2名）体制を敷いています。現在、社外取締役2名と社外監査役2名の計4名全員を東京証券取引所へ「独立役員」として届け出ており、独立した立場からの監督・監査機能を確保しています。

また、当社は監査役会設置会社であり、指名委員会・報酬委員会を設置しておりませんが、取締役会において独立社外取締役の意見を積極的に取り入れることで、取締役・経営陣の指名及び報酬決定に係る客観性・透明性の向上を図っています。さらに、譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度を導入し、中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能するような報酬体系を構築しています。

今後とも、経営の健全性と透明性を一層高めるため、ガバナンス体制の継続的な改善に取り組み、意思決定及び業務執行の迅速化と監視・監督機能の強化を通じて、すべてのステークホルダーに対し企業の社会的責任を果たしてまいります。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ. に記載の通り、特定の者による当社株式等の大規模買付行為に対しては、何らかの対応が必要と考えますが、上場会社である以上、大規模買付行為を行おうとする者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付行為を行おうとする者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主や投資家の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社グループ固有の事業特性や当社の歴史を十分に踏まえていただく上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉について適切に把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付等を行おうとする者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付等を行おうとする者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報ならびに、大規模買付等を行おうとする者による支配株式の取得行為に対

する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。一方、2026年3月31日現在における当社の株式の状況は別紙3「大株主の状況」の通りであり、当社は、当社役員及びその三親等以内の親族によって発行済株式総数の23.39%（議決権割合23.40%）が保有されております。それに加えて当社役員の直接の支配が及ぶ関係者等による保有を含めると、発行済株式総数の37.48%（議決権割合37.49%）の保有割合にとどまっております。また、当社の経営に関与していない創業者一族の当社株式に関する権利の行使については、それぞれ個人の判断のもとに行われており、当社が関与・コントロールするものではありません。したがって、当社の経営権の取得等を目的とした買収提案に際しても、買収者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合があります。

以上の見地から、当社は、当社株式等の大規模買付等や買収提案が行われた場合、当該買付や買収提案に応じるべきか否かを当社株主のみならずが適切に判断するための必要な情報や時間を確保すること、あるいは当社取締役会が株主のみならずに代替案を提案すること等を可能とするための対応策が必要不可欠であると判断し、本プランの導入を決定いたしました。

## 2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の伊藤俊哉氏、マツカイ里菜氏、松坂祐輔氏が就任する予定です。

なお、当社は2026年5月15日時点において当社株式等の大規模買付等に係る提案を受けているわけではありません。

## 3. 本プランの内容

### (1)本プランに係る手続

## ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)、(ii)又は(iii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>(但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。)

## ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- (i) 買付者等の概要
  - (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (ロ) 代表者の役職氏名
  - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ii) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ハ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、

又は重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

### ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）(ii)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>12</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契

約等の具体的内容

- (vii)買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii)大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix)大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i)対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様が開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告又は決議をした場合には、当社取締役会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

##### (i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

##### (ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる事由等により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、

#### ⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとし、当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行

い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

### (2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

### (3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃

止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

#### 4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえています。

##### (1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### (2)事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで導入するものです。また、上記3. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### (3)必要性・相当性確保の原則

#### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### ② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### ③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 5. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1)本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

#### (2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1

株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3)本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各

条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

<sup>8</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

<sup>9</sup> 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

<sup>11</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

<sup>12</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
  - (2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3)本プランの廃止及び変更
  - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

## 独立委員会委員の略歴（五十音順）

伊藤 俊哉（いとう としや）（1963年1月7日生）

- 1990年 4月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入所
- 1993年 3月 公認会計士登録
- 2010年 7月 有限責任あずさ監査法人 代表社員
- 2013年 7月 同法人企業成長支援本部長
- 2015年 7月 同法人常務理事・企業成長支援本部長
- 2017年 7月 同法人常務執行理事・企業成長支援本部長・業務開発本部長
- 2022年 7月 株式会社KIC取締役（現任）
- 2025年 6月 当社社外取締役（現任）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

マツカイ 里菜（まっかい りな）（1975年6月18日生）

- 1998年 4月 テック航空サービス株式会社入社
- 2001年 12月 司法書士 中央合同事務所入所
- 2006年 1月 司法書士登録
- 2006年 6月 千鳥ヶ淵総合事務所設立（現任）
- 2025年 6月 当社社外取締役（現任）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

松坂 祐輔（まつざか ゆうすけ）（1954年1月7日生）

- 1981年 10月 司法試験合格
- 1984年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
- 1987年 4月 東京平河法律事務所 パートナー（現任）
- 1994年 6月 株式会社フォーバル 監査役
- 1997年 6月 株式会社フォーバルテレコム監査役
- 2006年 12月 株式会社アクセス通信（現株式会社アクセスプログレス）監査役
- 2009年 6月 当社社外監査役（現任）
- 2015年 6月 株式会社フォーバル 社外取締役（監査等委員）（現任）

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

## 大株主の状況（2026年3月31日現在）

| 順位 | 氏名                        | 保有株式数   | 持株比率  |
|----|---------------------------|---------|-------|
| 1  | 株式会社プロネクサス                | 566,500 | 16.38 |
| 2  | 株式会社アクセスグループ・プランニング       | 409,000 | 11.82 |
| 3  | 木村 勇也                     | 359,200 | 10.38 |
| 4  | 株式会社RR・DD                 | 323,000 | 9.34  |
| 5  | 木村 春樹                     | 288,300 | 8.33  |
| 6  | アクセスグループ社員持株会             | 150,200 | 4.34  |
| 7  | 木村 純子                     | 79,800  | 2.30  |
| 8  | 株式会社Panopticon Investment | 37,400  | 1.07  |
| 9  | 楠木 哲也                     | 28,800  | 0.83  |
| 10 | 株式会社一や                    | 27,000  | 0.78  |

## 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までの準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承

認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関係者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

<sup>13</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

<sup>14</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第2項に定めるものを含まれます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

<sup>15</sup> ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

<株主提案（第4号議案から第6号議案まで）>

第4号議案から第6号議案までは、株主様からのご提案によるものであります。

なお、以下に記載の「議題」「提案の理由」及び「議案の要領」は、議題の号数並びに体裁等の形式的な調整を除き、提案株主様から提出された書面の内容を原文のまま記載しております。

#### 第4号議案 定款一部変更の件（中期経営計画及び資本配分方針の策定・公表に関する条文を新設）

##### 1. 提案の理由

当社は2026年2月13日に「Diversity Link2032」を公表したが、自ら「本資料はビジョンの概要であり、具体的な中期経営計画は別途ご案内いたします」と記載している。つまり、現時点で株主に提示されているのは方向性の宣言にとどまり、資本市場が本来必要とする数値目標と資本配分方針は未提示である。

とりわけ当社は、2023年以降、第三者割当による新株予約権発行、2025年1月のプロネクサス向け第三者割当、2026年1月の追加第三者割当と、複数回のエクイティ・ファイナンスを実施してきた。こうした経緯のある会社においては、売上や利益の成長見通しだけでなく、M&A及び資本業務提携の投資基準、投資実行までの時間軸、未充当資金の優先使用方針、希薄化を伴う資金調達の判断基準、株主還元方針を定期的・制度的に開示することが求められる。定款に明記することにより、経営陣の裁量を不当に奪うことなく、株主に対する説明責任を継続的に担保できる。

##### 2. 議案の要領

現行定款に次の条文を新設し、条数の繰り下げその他必要な調整を行う。

|                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新設条文案                                                                                                                 |
| （中期経営計画及び資本配分方針の公表）                                                                                                   |
| 当社は、毎事業年度開始後3か月以内に、当該事業年度を初年度とする3事業年度以上の中期経営計画を策定し、公表する。                                                              |
| 前項の中期経営計画には、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益その他主要な収益指標、資本収益性又は資本効率に関する指標、株主還元方針、M&A及び資本業務提携の投資方針、並びに希薄化を伴う資本政策の判断基準を含めるものとする。 |

#### 【当社取締役会の意見】

本株主提案に対して、当社取締役会は反対します。

### <反対理由>

当社は、創業50周年となる2032年までに売上100億円を目指す「Diversity Link 2032」という中期経営ビジョンを既に策定しております。このビジョン達成に向け、2027年3月期から2029年3月期を対象とした中期経営計画を2026年5月15日（金）に公表済みであり、本計画では、事業ポートフォリオ戦略、市場環境予測を踏まえた事業戦略、セグメント別戦略実現に向けた投資、キャピタルアロケーション方針などを公表しております。具体的な資本収益性又は資本効率に関する指標（ROE、ROICなど）の重要性は認識しつつも、外部環境が急速に変化する昨今において、資本収益性又は資本効率指標あるいは投資基準などを明記することは、外部環境の変化や事業戦略の見直しが必要になった際に、柔軟かつ迅速な経営判断が困難になる可能性があると考えております。当社が100億円を目指す成長ステージにあることや複数の事業セグメントを構築している事業構造においては、短期的な資本効率の向上よりも、長期的な競争力強化のための投資が優先されるべきであります。

また、株主還元につきましても、「配当性向40%前後を目安とした漸進的かつ安定的な配当」を行う方針を定めており、個人投資家向けの株主優待制度も継続しております。

これらの情報については、中期経営計画の開示を通じて株主の皆様適切に説明し、ご理解をいただけるように努めてまいります。したがって、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは、経営の柔軟性を損ない、かつ現行の経営計画策定・開示体制で十分対応可能であるため、不要と判断いたします。

## 第5号議案 定款一部変更の件（取締役の員数の上限を拡充）

### 1. 提案の理由

次号議案における取締役候補者の選任に伴い、定款に定める取締役の員数の上限を拡充するものであります。これは、当社が従来通り提案する10名以内の取締役候補者に加え、当社とは異なる専門性や視点を持つ取締役候補者を新たに選任することで、取締役会における牽制機能をより充実させ、あらゆる株主の利益に資することを目的とする。なお、本案は機動的かつ適切な意思決定が可能な体制を維持する範囲内での増員であり、特定の勢力による取締役会の支配を企図するものではない。

### 2. 議案の要領

現行定款第17条（員数）を次のとおり変更する。

（現行）

当社の取締役は、10名以内とする。

（変更案）

当社の取締役は、15名以内とする。

### 【当社取締役会の意見】

**本件株主提案に対して、当社取締役会は反対します。**

#### <反対理由>

取締役会の構成につきましては、経営に関する迅速な意思決定及びガバナンスの観点をふまえ、適正な人数で構成することが適切であると考えております。

また、取締役については、取締役会全体としての知見・経験・能力のバランスや、価値観の多様性が企業価値の持続的な向上に資すると認識しており、かかる観点から、当人の知見・経験・能力などの適性をふまえて選任することとしております。

現在、当社の取締役会は、2名の社外取締役を含め企業経営、事業戦略、労務・法務、財務、企業統治、コンプライアンスなど専門的知見を持つメンバーで構成されており、経営の監督機能、コンプライアンス体制、およびガバナンス体制は適切に機能していると認識しております。上記のとおり、現在の当社の取締役会は適切な構成であると判断しており、現時点で取締役の員数を増加させる必要性はないものと判断しております。

以上の理由から、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断いたします。

## 第6号議案 取締役2名選任の件

### 1. 提案の理由

公開会社であっても、株主の期待に応えられるのであれば、創業一族が経営の強いイニシアティブを持つことが必ずしも批判されるべきではないという見識をもったうえで、支出予定期間の終了間近でも資金使途（①新サービス構築費用、②M&A等費用）にほとんど資金が充当されていない資金調達、左記②M&A等費用が未だ手付かずの状況にて全く同じ資金使途を含む第三者割当増資による資金調達等を実施することは、明確な意図や実効性が伴わない資本政策が繰り返されているように見受けられる。IR実務において国内屈指の実績を有するプロネクサスが主要株主ではあるが、牽制機能を充実させ、経営判断の妥当性や決定事項の責任ある実行を監督するために武田和大氏を、外部の視点を強化し、各ステークホルダーへの情報発信を的確に行うために木村聡宏氏を社外取締役として選任することを提案する。

### 2. 議案要領

社外取締役として、次の2名を選任する。

| 候補者  | 想定する属性 | 主な選任理由                        |
|------|--------|-------------------------------|
| 武田和大 | 社外取締役  | 企業法務、コンプライアンス、取締役会監督機能の強化     |
| 木村聡宏 | 社外取締役  | 監査・内部統制、リスク管理、公共領域・人材領域の知見の導入 |

### 3. 取締役候補者の略歴及び選任理由

#### 候補者1 武田和夫氏

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 想定役職 | 社外取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 主な経歴 | 静岡大学、中央大学法科大学院を修了後、2017年12月弁護士登録。都内企業法務系法律事務所、創・佐藤法律事務所を経て2022年12月に独立。2021年6月に株式会社ニチリョク社外監査役、2024年7月に株式会社 Zugzwang 監査役に就任。                                                                                                                                                                                           |
| 専門分野 | 企業法務、コンプライアンス、契約統制、取締役会監督、監査実務                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 提案理由 | 当社は近時、第三者割当や資本業務提携、M&Aを含む意思決定を繰り返しており、これらは株主価値に直接的な影響を与える重要な経営判断である。このような意思決定においては、契約条件の妥当性、情報開示の適切性、少数株主保護の観点を含めた法的・ガバナンス上の検証が不可欠である。武田氏は弁護士として企業法務に従事するとともに、社外監査役として取締役会の監督に関与してきた実績を有しており、当社における資本政策及びM&Aに係る意思決定プロセスを独立した立場から検証し、その透明性及び合理性を高めることに資する人材である。個人情報を大量に扱う当社の事業特性を踏まえれば、契約管理、情報管理、ガバナンス整備における貢献余地は大きい。 |

#### 候補者2 木村聡宏氏

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 想定役職 | 社外取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 主な経歴 | 埼玉大学教養学部を卒業後、AIG損害保険株式会社に入社し、保険ブローカー業およびリスク管理業務に従事。その後、PwCあらた有限責任監査法人にて監査業務および内部統制関連業務に携わる。衆議院議員秘書を経て、目黒区議会議員となり、現在に至る。                                                                                                                                                                                                  |
| 専門分野 | リスク管理、監査・内部統制、公共政策、対外折衝、若年人材・地域ネットワーク                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 提案理由 | 木村氏は保険会社及び監査法人における実務経験を通じて、リスクの定量的把握、内部統制の構築、財務情報の分析に関する知見を有している。また、現職の地方議員として、多様なステークホルダーに対する説明責任及び意思決定プロセスの透明性確保に日常的に関与している。当社においては、資本政策や投資判断に関する説明責任の重要性が高まっている状況にあり、同氏の視点は、経営判断の対外説明及び株主との対話の質を向上させる観点から有用である。当社の教育機関支援、人財ソリューション、公共・準公共領域との接点の多さを踏まえると、同氏の視点は、単なる人気投票的な社外取締役ではなく、ステークホルダー対話と統制の双方を強化する実務人材として有効である。 |

## 【当社取締役会の意見】

本件株主提案に対して、当社取締役会は反対します。

### <反対理由>

当社は「人と社会をつなぎ、豊かな未来を創る」というパーパスと、「Diversity Link 2032」という中期経営ビジョンのもと、中期経営計画を推進しております。この計画遂行のためには、当社の事業内容、将来の成長戦略、取締役会全体のバランス、そして各取締役が持つべき専門性や経験を総合的に判断した現行の取締役会体制が適切であると判断しております。現在の取締役会は、2名の社外取締役を含む多様な視点を持つメンバーで構成されており、経営の監督機能、コンプライアンス体制、ガバナンス体制は適切に機能していると認識しております。

また、当社は、創業50周年となる2032年までに売上100億円を目指す「Diversity Link 2032」という中期経営ビジョン、そして2027年3月期から2029年3月期を対象とした中期経営計画を2026年5月15日（金）に公表しており、事業ポートフォリオ戦略、市場環境予測を踏まえた事業戦略、セグメント別戦略実現に向けた投資、キャピタルアロケーション方針などを明確に示しております。

当社は、かかる中期経営ビジョン及び中期経営計画において、資金の活用方針と具体的な投資戦略を再提示しております。これらの計画に基づき、調達資金を当社グループの事業成長へ積極的に投資してまいります。今後、特にM&Aについては、既存事業とのシナジー効果をより明確化し、厳格なデューデリジェンスと迅速な意思決定プロセスを通じて、適切なシナジー効果の見込めると判断したM&Aの実行を目指してまいります。

株主提案による候補者の資質については理解いたしますが、当社の経営戦略や既存の取締役会とのバランス、中長期的な当社グループの企業価値向上との連動性を考慮すると、現在の取締役会の構成が最適であると判断しており、本株主提案にかかる候補者の選任は適切ではないと判断いたします。

現取締役会が、既に公表している成長戦略と資本政策を確実に実行することで、企業価値向上に最大限努めてまいります。

以上

